

オーストラリア

での事業運営・展開

Doing Business in Australia

2022年





目次

はじめに	3
オーストラリアのプロフィール	4
法務	5
事業展開	10
税制	12
雇用・労務	20
財務諸表監査	22
取引・貿易	23
資本市場・財務	24
インフラ	25

This Guide has been prepared by Grant Thornton for the purposes of providing a high-level general overview of the business environment in Australia for the information of businesses who may be interested in transacting or investing in Australia. Any transaction or investment in Australia, however, should only be undertaken based on professional advice specific to such transaction or investment.

はじめに

本ガイド「Doing Business in Australia」は、オーストラリアで事業を行う際の主要事項の洞察を提供します。

オーストラリアは海外からの投資を歓迎し、世界で最も魅力的なビジネス拠点のひとつである。

オーストラリアは、比較的規制が緩和され、開放的な経済を有しており、幅広い多様な産業から機会を提供し、投資家に安定した政治・経済環境と、熟練した多言語による労働力を提供する。

海外投資家を惹きつけるために、政府は過去10年間で輸入品に対する関税率をほぼ半分にした。さらに、主要な税制変更により、法人税率が大幅に引き下げられた。オーストラリア政府は、透明感のある審査プロセスをもって海外投資を奨励している。投資の中には事前承認が必要なものもあるが、現時点では一般的な為替規制はない。

新型コロナウイルスの影響

他国と同様、オーストラリアは新型コロナウイルスによる経済的・健康的影響に対処するために、2020-21年度には多額の支出を被った。

オーストラリアは、地域におけるウイルス拡大を最小限に抑えるための断固とした行動をとり、数多くの景気刺激策が企業や家庭の持続に役立った。その結果、オーストラリアは他の国々よりも経済的に大打撃を受けずにすみ、基本的な経済指標は世界基準から見て好調を維持している。

新型コロナウイルスを安全なレベルで管理し続ければ、2022年(暦年)以降のオーストラリアの経済は更なる好調さを見込めるだろう。

アジアとの緊密な関係

多国籍企業は、オーストラリアをアジア太平洋地域における事業の戦略的拠点と見なしている。

オーストラリアの主要輸出相手国の大半は北東アジアと東南アジアにあり、15の自由貿易協定のネットワークにより、オーストラリア企業はこれらの急成長市場への優先的なアクセスを得ている。

オーストラリアは、資源、エネルギー、農業、教育・観光サービスの輸出を、アジア太平洋の好調な中産階級に向けて伸ばす上で有利な立場にある。このグループは、2030年までに世界経済に参入する新たな24億人の中流階級の消費者人口の90%を占めると予測されている。

オーストラリア経済

世界人口のわずか0.3%に過ぎないが、世界経済の1.7%を占める。

30年近い年間成長率、安定したインフレ率、低い失業率を経験する世界で最も強力で最も競争力のある経済の1つである。

2022~20261年の実質GDP成長率は年平均2.44%と予測されている。主な貿易相手国は、日本、米国、中国、韓国、ニュージーランド、英国である。主要なビジネスセンターは、その首都メルボルン、シドニー、ブリスバン、パース、アデレードである。

本ガイドでは、投資家が直面する可能性のある最も一般的な事項のいくつかに焦点を置いているが、特定の産業は特別な規制の対象となるため、オーストラリアへの投資検討時は法律専門家による助言を求めるべきである。

¹ Digital Benchmark Report June 2021 – Growth – Austrade The information in this publication is current at October 2021.

オーストラリアのプロフィール

首都	キャンベラ
国土	760万平方キロメートル
人口	2,536万人
言語	英語 ただし、21.5%の人々が、英語以外の言葉を自宅では使用。
通貨	豪ドル (AUD)
国際電話コード	+61
休日 2022年	1月1日 元旦 1月26日 オーストラリア・デー 4月15日 グッド・フライデー 4月17日 イースター 4月25日 ANZACデー 6月10日 女王誕生日 12月25日 クリスマス 12月26日 ボクシング・デー
営業時間	営業 09:00 ~ 17:00 月~金曜日 銀行 09:30 ~ 16:00 月~金曜日
証券取引所	オーストラリア証券取引所
政治構造	連邦制議会制民主主義 立憲君主制
2020年Doing businessランキング	14位

ビジネスのしやすさ

事項	2018年順位	2020年順位	順位変更
起業環境	7	7	変更なし
ライセンス・許可	6	11	+5
配電状況	47	62	+15
不動産登録	51	42	-9
資金調達	6	2	-4
投資家保護	57	57	変更なし
税金支払い	26	28	+2
海外取引	95	106	+11
契約実施	3	6	+3
破綻処理	18	20	+2

法務

政治・法制度

オーストラリアの政治・法制度は非常に安定している。連邦政府制度であり、その中には連邦、州/準州、地方政府の3つの部門がある。

オーストラリアは、文書化された憲法によって、6つの州と2つの準州からなる連邦に分割されている。

- ニューサウスウェールズ州 「NSW」
- クイーンズランド州 「QLD」
- 南オーストラリア州 「SA」
- タスマニア州 「TAS」
- ビクトリア州 「VIC」
- 西オーストラリア州 「WA」
- オーストラリア首都圏 「ACT」
- 北部準州 「NT」

法律は、憲法、制定法、コモン・ローに由来する。

オーストラリアの法制度はイギリスの法律から発展しているが、イギリスとは異なり、オーストラリアには、政府の権限を立法府、行政府、司法府の3つに分ける憲法がある。

連邦議会は、「下位」(下院)と「上位」(上院)に分かれている。その責任には、外交、移民、社会保障、通信、所得税徴収、防衛、貿易慣行、通商・保険法などが含まれるが、これらに限定されない。議会に導入された法案は、法律となるために、上下院の両方から可決されなければならない。

各州には、それぞれ独自の議会および憲法がある。

連邦政府と州/準州政府は、たとえ州/準州が正式に責任を負っていたとしても、教育、運輸、保健、法執行など多くの分野で協力している。

オーストラリアは独立国であるが、英国のエリザベス2世はオーストラリアの女王である。女王は、選挙された政府に助言を与え、彼女を代表する総裁を任命する権限を持っている。

総裁は、幅広い権限を有しているが、概して、事実上すべての事項について、大臣の助言にのみ従事している。それぞれの州には、同様の任務を遂行する6人の州知事がいる。

裁判所の法制度は、連邦レベルと州レベルの両方で運営されている。オーストラリア政府の司法権は、オーストラリア高等裁判所に帰属する。さらに、すべての州には最高裁判所とそれ自身の裁判所制度があり、オーストラリア高等裁判所が最高上級控訴裁判所となっている。法執行の責任は連邦警察と州警察の間で分担されている。

データ保護

プライバシーに関する法律は、民間部門の組織が個人情報を収集、使用、保管、保護、開示する方法を規定している。

主な規制は、1988年プライバシー法であるが、プライバシー法に取り組む連邦および州の法律には、他にも多くのものがある。

プライバシー法は、個人情報を、真実であるか否かを問わず、また、特定された個人や合理的に識別可能な個人に関する情報や意見(データベースの一部を構成する情報または意見を含む)として定義している。

本法の規定は、以下に適用される:

- 年間売上高が300万豪ドル以上の民間事業体、個人情報を取り扱っている民間事業体、または保健・健康サービスを提供している民間事業体
- 個人データを収集、使用、および/または開示するオーストラリア政府の連邦政府機関

原則としてプライバシー法は、オーストラリアにおける行為及び慣行にのみ適用されるが、特定の状況においては、当該国と管轄権を有する事業体の海外における行為及び慣行に適用することができる。例えば、オーストラリアで事業を行っている組織またはオーストラリアで個人データを収集している組織によって、オーストラリア国外で従事している行為は、プライバシー法の対象となる。

データが適切に処理されることを確保するために遵守しなければならない13の原則が、オーストラリア・プライバシー原則(プライバシー法に含まれる)によって定められている。

要約すると、以下の原則が網羅されている:

1	オープンで透明性の高い個人情報管理
2	匿名性と偽名性
3	個人情報の収集
4	未承諾の個人情報の取り扱い
5	個人情報の収集の通知
6	個人情報の利用・開示
7	ダイレクト・マーケティング
8	国境を越えた個人情報の開示
9	政府関連の識別子の採用、使用、開示
10	個人情報の質
11	個人情報の保護
12	個人情報へのアクセス
13	個人情報の訂正

人種やエスニック起源、政治的意見、政治団体の加盟、宗教的信念や系列、哲学的信念、労働組合への加盟、性的嗜好や慣行、犯罪記録、遺伝子や健康に関する情報は機密情報とみなされる。

次の条件のいずれかが当てはまる場合にのみ、処理および使用が可能である:

- 情報収集は法律で義務付けられている
- 情報収集は、個人の生命や健康に対する重大かつ差し迫った脅威を防止または軽減するために必要である
- 個人が同意し、その情報が1つまたは複数の組織の機能または活動に合理的に必要である

プライバシー法は、個人や機密情報を収集する際に、個人に送付される通知の様式や内容に関する要件のリストを定める。

個人情報を処理する組織は、保有する個人データを悪用、干渉、紛失、不正アクセス、修正または開示から保護するための合理的な措置を講じなければならない。国境を越えた情報開示が関与する可能性がある場合、さらなる義務が存在する可能性もある。

プライバシー法の規定に加えて、電気通信セクターや医学的調査のような分野別の法律にプライバシー関連の規定がある。

また、オーストラリア会社法年では、金融サービス業に対して、データセキュリティやデータ管理に関する多くの義務を課している。

通知可能なデータ侵害 (NDB, Notifiable Data Breaches)

NDBスキームの下では、1988年プライバシー法の対象となる組織は、データ違反が個人に重大な損害を与える可能性が高い場合、影響を受ける個人およびOAIC(Office of the Australian Information Commissioner)に通知しなければならない。当該組織は、適格なデータ侵害を疑う原因となった理由(または情報)に気付いた日から30暦日以内に評価を完了するために、合理的な措置を講じる必要がある。

データ侵害は、組織または機関が保持している個人情報が失われたり、不正なアクセスや開示を受けたりした場合に発生する。個人への通知には、データ侵害に対応するために実行する必要のある手順に関する推奨事項を含める必要がある。

内部告発者

オーストラリア会社法は、特定の内部告発者の活動を保護し、迫害から保護している。

これらの保護は、企業内の人々、または企業との特別なつながりを持つ人々に、ASIC やその他当局が違法な行動を起こすことを警告するように促すことを目的としている。

2018年7月1日に施行された会社法の改正により、2019年1月までにすべての公開会社と大企業に内部通報制度が導入されることが義務付けられた。会社は、以前の従業員を含むより広範囲の潜在的な内部告発者を保護する必要がでてきた。ちなみに、告発者は、これらの保護を受ける資格を得るために、その申立てを行うに当たり、誠実に行動する必要はない。

個人情報処理する組織は、保有する個人データを悪用、干渉、紛失、不正アクセス、修正または開示から保護するための合理的な措置を講じなければならない。

個人財産・証券法

個人財産証券法 (PPSA、Personal Property Securities Act)は、個人財産における担保権の創出、登録、優先、および執行を一元的に規定する国営のスキームである。

PPSA対象範囲

PPSAは、個人資産の担保権に適用される。担保とは、本質的に支払いを確保する権利のことである。又は動産に関する債務の弁済個人財産とは、不動産以外のあらゆる種類の法的主体による、ほとんどすべての形態の有形と無形の財産所有者を対象とする。例えば、自動車、家庭用品、会社在庫、知的財産、企業株などである。

PPSA適用除外

PPSAの対象とならないものは不動産(土地権益)であり、法令上明示的に除外されている項目である。

明示的に除外される項目の例には、法律、従業員や請負業者として個人に支払われる現在または将来の報酬(賃金、給与、手数料、その他手当やボーナスを含む)の移転、および年金契約や保険契約、または保険契約に基づく利子または請求権の移転が含まれる。

為替統制

オーストラリア国内外への資金移動には為替管理規制はない。しかし、1988年金融取引報告法の下では、金融機関やその他の現金ディーラーは、1万豪ドルを超える現金取引を正式に報告することが義務づけられている。

さらに、オーストラリアの外国為替管理は随時実施されている。現在、送金または配当に対する源泉徴収税(フランク配当でない場合)に関連して管理が行われており、利息の支払いと制裁はオーストラリア準備銀行(RBA、Reserve Bank of Australia)によって管理されている。

マネーロンダリング規制

2006年マネーロンダリング・テロ資金対策法(AML/CTF法)は、オーストラリアのAML/CTF規制制度を強化し、金融活動作業部会(FATF、Financial Action Task Force)が設定した基準を含む国際基準に沿ったものとする法律パッケージの一部を構成している。

AML/CTF法とそれを支えるAML/CTF規則は共に、規制に対する原則に基づくリスクベースのアプローチを実施している。報告主体は、マネーロンダリングやテロ資金供与を促進する可能性のある顧客に指定されたサービスを提供するリスクの評価に基づき、義務の履行方法を決定する。

AML/CTF法に基づき、AUSTRACはオーストラリアのAML/CTF規制機関であり、監督、監視、執行機能を備えている。AUSTRACはオーストラリアの専門金融情報部門でもあり、その執行権限には、執行可能な約束、救済指示、民事罰および刑事罰が含まれる。ポデコーポレート民事罰は100,000ペナルティユニットを超えてはならず、個人の民事罰は20,000ペナルティユニットを超えてはならない。

知的財産権

オーストラリアでは、商標、著作権、特許および意匠などの知的財産権は法律で保護されている。各知的財産権には具体的な法律があるが、法律では代替的な救済策が利用できる。例えば、商品やサービスのための共通法は、他のものとして「転嫁」された商品やサービスのための解決策を提供する。企業秘密および秘密情報も、一定の状況下で保護される。

IP Australiaは、特許、商標および植物育成者権に関連する知的財産権および法律を管理する政府機関である。

オーストラリアは、「文学的・芸術的著作物の保護に関するベルヌ条約」に署名した。これは、条約の締約国である他国で作成された著作物は、政府がオーストラリア国民に与えた保護と同一の保護を受ける権利を有することを意味する。これは、特許の国際登録のための特許協力条約の当事者でもある。

著作権(Copyright)

登録にかかわらず、オーストラリアでは自動的に著作権が付与される。著作権は、以下の事項を保護することができる:書籍、映画、音楽、音楽録音、新聞、雑誌及び芸術作品並びに当初作成されたタイポグラフィック構成、データベース、メディア放送、コンピュータ・プログラム、学術誌又はCD編纂書類のような他人の作品の構成。著作権法は、「著作物」が芸術的または文学的な質を有することを要求しておらず、唯一の要件は、その著作物がオリジナルであることである。

付与された保護 著作権は1968年著作権法の対象となり、オーストラリアでは自動的に付与される。著作物の複製、公衆での演奏、放送、出版又は原著作物の翻案について、他人に使用権を許諾する権利を専有する。著作権法はまた、電子管理情報や技術的保護措置などの著作者人格権やデジタル権を認めている。

著作権法は国によって異なるが、オーストラリアは多くの国際条約の締約国であり、国際的な著作物も著作権保護の対象となる可能性がある。

違反 著作権を侵害する行為には、コピー、公の場での演奏、放送、出版、または元の作品の改作が含まれる。同様の作品の独立した作成に対する保護は含まれていない。

著作権侵害に対する法的措置は、作品全体に適用されるさまざまな種類の著作権によって複雑になる可能性がある。

時効 著作権の保護期間は以下の通り:

- 著者が死亡してから70年間、または著者が死亡した後に公表してから70年間
- フィルムとサウンド録音 出版から70年
- 放送 制作された年から70年

特許(Patents)

特許とは、新しく、発明的で、有用なあらゆる機器、物質、方法またはプロセスに対して付与される権利のことである。オーストラリアには標準特許とイノベーション特許の2種類の特許がある。標準特許は、新規性があり、発明の段階を含み、業界で製造または使用できる発明を保護する。標準特許に求められる発明の閾値を満たさない発明を保護するために、イノベーション特許が導入された。この種の特許は、発明的なものではなく、革新的なステップを必要とする(発明が以前に知られていたものと異なる場合には、革新的なステップが存在し、その差異が発明の作業に実質的な貢献をする場合)。

付与された保護 オーストラリアにおいては、特許は1990年特許法に基づいて付与される。法的に強制力があり、特許の存続期間中、発明を商業的に利用する独占的権利を所有者に与える。所有者は、保護を取得するために特許を申請しなければならず、保護はオーストラリア国内においてのみ提供される。

違反 特許の侵害行為には、所有者の許可なくオーストラリアにおいて発明を製造及び/又は販売することが含まれる。

時効 特許の保護期間は以下の通り:

- 標準特許 20年まで
- イノベーション特許 最長8年
- 医薬品特許 25年まで

特許の保護期間を確保するためには、年間維持手数料を納付しなければならない。

商標(Trade marks)

商標は、ある事業の商品とサービスを別の事業から区別するために使用され、文字、数字、語句、音、臭い、形状、ロゴ、写真および/またはパッケージングの側面に対して付与される。

付与される保護 オーストラリアにおいては、商標は1995年商標法により規制されている。登録商標は法的に強制可能であり、所有者に、商標登録された商品又はサービスを商業的に使用し、実施許諾し、又は販売する独占的権利を与える。

商標は所有者が権利を有し、それらを行行使するために登録される必要はないが、商標が登録されていたほうが、保護執行手続はより簡単である。

違反 商標を侵害する行為には、次のものが含まれる: 登録商標と同一又は類似の商品及びサービスについて同一又は類似の商標を使用すること、公衆に混同を生じさせる虞があること。

時効 10年(連続してその後10年の更新が可能)

意匠(デザイン)

デザイン登録には、その形状、構成パターン、そう直など、新しく特徴のある製品のユニークな外観の特徴が記載されている。

付与される保護 オーストラリアにおいての保護は、2003年意匠法により規制されており、意匠が新規性及び識別性の両方を有する場合を除き、登録することができないことを規定している。

登録意匠は所有者に対し、製品のデザインを商業的に使用し、または実施許諾する排他件を得る。登録申請が完了する前に公表されていれば、デザインの登録はできない。

違反 意匠侵害の行為には、製品の独特の外観の無断コピーを作成することが含まれる

時効 5年間(されに5年間登録を更新するオプションあり)

オーストラリアでの 事業展開

事業構造

オーストラリアで事業を行おうとする外国企業や個人は、どのような形態で事業を行うかを決定する必要がある。オーストラリアでは、以下のような多くの事業構造が利用可能である:

- 個人事業主
- パートナーシップ
- 信託(自由裁量、固定またはハイブリッド)
- 有限責任会社
- オーストラリアで支店を運営している外国企業
- 合併会社(法人・非法人)

有限責任会社

オーストラリアの有限責任会社には、基本的に次の2種類がある:

- 公開企業(上場・非上場)
- 専有民間企業(Pty Ltd)

専有民間企業とは、株式によって制限されている会社または以下のような会社をいう:

- 株式資本(*)
- 従業員以外の株主50名以内
- 目論見書(プロスペクトス)の提出を必要とするような活動は行わない

最も一般的な運営方法は、株式によって限定された会社形態(*)である。

公開・非公開企業の主な特徴は次の通り

要件	公開	非公開
最小株主数	1	1
最大株主数	No limit	50
取締役の最低人数	3	1
オーストラリア在住取締役の数	2	1
常駐秘書の最低人数	1	0

公開・未公開に限らず、以下の要件を満たさなければならない:

- 最低1名の取締役がオーストラリアに駐在しなければならない
- 取締役は18歳以上の「人」でなければならない
- 株主は受益的に株式を所有する必要がない
- 各企業は、税務当局(ATO)の要件を満たすために、秘書役を任命しなければならない
- 法定記録の保管をし、年1回提出する規則がある
- 監査済み財務諸表(該当する場合)および年次報告書は、提出され、公衆の閲覧に供されなければならない

会社設立

会社設立には、取締役が利用可能で、かつ登録を受け入れることができる名称を選択しなければならない。

企業名が選ばれたら、会社はオーストラリア証券投資委員会(ASIC)に申請書を提出する必要がある。この申請書には、登録された事業所、株式の構成、株主および提案された取締役および/または秘書役が記載される。

法人化後、会社はオーストラリア事業番号(ABN)と税務ファイル番号(TFN)を申請する必要がある。以下の変更は変更後28日以内にASICに通知しなければならない:

- 会社名
- 会社概要
- 会社の定款
- 取締役の詳細
- 株式の構成または株主の詳細

さらに、上場企業はオーストラリア証券取引所(ASX)が定める要件を遵守しなければならない。

資本金及び株主

民間企業は株主数の上限を50名とし、1名を最低人数とする。公開会社の株主数に制限はない。

経営者(マネジメント)

民間企業は最低でもオーストラリア在住の取締役1名のみ必要である。公開企業は3名以上の取締役を任命する必要があり、さらに、そのうち2名はオーストラリア在住でなければならない。

資料提出要件

財務諸表監査に関する要件は本ガイドの28ページに記載した。

各企業にそれぞれ独自の「審査日」があり、企業の事務周りの詳細の見直し、支払能力を宣言する必要がある。また、企業はこの審査日から2か月以内にASICに「年間レビュー料」を支払う必要がある。審査費用は、専有企業の場合は512豪ドル、公共企業の場合は1,281豪ドルである。

企業解散

会社は「メンバーによる任意清算」(MVL, Members' Voluntary Liquidation)と呼ばれるプロセスによって解散される。このプロセスでは、株主は会社の支配権を握る清算人を選任し、負債を免除し、剰余金を株主に分配する。

あるいは、資産が1,000豪ドル未満で、未払い債務がない会社はASICに登録を解除することができる。このプロセスはより単純であるが、取締役への保護は限られているため、注意を払わなければならない。

個人事業主

個人事業を確立するためには、オーストラリア事業登録のウェブサイトからABNを入手しなければならない。ABNは、顧客やサプライヤーと取引する際に提示することが義務づけられている。

外国法人支店

外国支店を設立するには、オーストラリアの外国企業としてASICに登録する必要がある。まず、会社名がオーストラリアに留保され、承認されていることを確認して関連する申請書に記入し、ASICに512豪ドルの手数料を支払い、提出しなければならない。

さらに、オーストラリアに登録事務所を設立する必要があり、現地代理店を任命しなければならない。1回登録すると、外国企業にはオーストラリア登録ボディ番号(ARBN)が割り当てられる。

支店は、外国企業(親会社)の年次決算書を提出し、その他の適用可能な報告要件を遵守する必要がある。オーストラリアに支店を開設している外国企業の年間申請手数料は1,274豪ドルである。

現地法人(完全子会社)

外国企業および個人は、既存のオーストラリア企業の株式資本または資産を取得することができる。このプロセスは、オーストラリアの外国投資政策とともに、株式取得に関連するオーストラリアの買収法を遵守しなければならない。

パートナーシップ

合名会社(GP, General partnerships)

GPとは、この事業から利益をえることを目的として、事業を営む複数の当事者間に存在する関係のことである。利益、損失、負債は事業に残ることなく、パートナー自身の所得が課税される。

合資会社(LP, Limited partnerships)

LPとは、少なくとも一人が有限責任を負う組織である。課税目的上、LPは実質的に会社として取り扱われる。

パートナーシップの設立

パートナーシップを設立するために、創設パートナーは、事業の意図と運営方法を詳述した書面によるパートナーシップ契約を作成する必要がある。パートナーシップは、他の事業体と取引するためにABNを申請する必要もある。

ジョイントベンチャー(JV)

JVは2社以上の事業が特定の成果追求の為に共に活動し、資産と専門知識を寄与させて共通の成果を生み出す場合に生じる。当初の参加事業体に利得が課税されるという、より一時的なプロセスである。

信託(トラスト)

信託とは、受託者が特定の受益者のために財産を保有する場合に存在する関係をいう。

受託者は、特定の信託約款の規則に準拠しなければならない信託の運営を監督する。

最も一般的なタイプの信託は、裁量信託、固定信託、ハイブリッド信託である。

- 裁量信託は、信託証書に記載された受益者への所得および資本の分配に関する柔軟性を受託者に提供する。
- 確定信託(一般にユニット・トラスト)は、投資主に対して、所得と資本を保有比率に応じて一定の割合で分配しなければならない。
- ハイブリッド信託とは、一般的に所得に対する確定給付ではあるが資本に対する自由裁量権を提供する投資一任信託とユニット・トラストの組合せである。

信託に留保された所得は、通常、オーストラリアで最も高い個人の限界税率で課税される。

² Current as at 01-07-2021

³ <https://asic.gov.au>

税務

オーストラリアの税法は複雑である。オーストラリアでビジネスを展開する前に、専門家からのアドバイスも含めながらリスク管理をすることが大切である。

オーストラリアには以下のように多様多様な課税形態がある：

連邦税

- 所得税(キャピタルゲイン含)
- 福利厚生給付税(FBT、Fringe Benefit Tax)
- 退職年金保証料(Super)
- 源泉徴収税
- 消費税(GST、Goods and Service Tax)
- 関税・物品税
- 石油資源税(PRRT、Petroleum Resource Rent Tax)

州税

- 消費税(GST、Goods and Service Tax)
- 関税・物品税

概要

納税者の主な区分は、個人、会社、信託である。

居住者(会社や個人)は、その源泉とは無関係にすべての所得に対して所得税を支払うが、特定の外国所得に対してはいくつかの免除が適用される場合がある。非居住者はオーストラリア源泉の所得に対して課税される。

外国源泉所得及び外国税額控除には、特例が設けられている。

会社や信託の一定の要件を満たせば、許容損失を無期限に繰り越すことができる。

租税回避を目的とした人為的、意図的、または詐欺的なスキームを防止するために設計された、一般的かつ具体的な回避防止規定がある。

オーストラリアの納税居住企業は、世界所得に課税される。次のいずれかに該当する場合、オーストラリア居住者に分類される：

- オーストラリアで法人化された場合；
- そうでない場合は、オーストラリアで事業を行い、オーストラリアでは中心的な管理を有する場合；または
- 議決権が、オーストラリアの居住者である株主によって支配されている場合

法人所得税

税率と範囲

一般的なオーストラリアの法人所得税率30%である。しかし、オーストラリアでは、18年度以降、80%活動所得条件と最大売上が閾値未満の要件を満たした「基本率企業」の税率を次のように導入した：

年度	総売上 (豪ドル)	基本率企業	その他
2017-18	25百万	27.5%	30%
2018-19から 2019-20	50百万	27.5%	30%
2020-21	50百万	26.0%	30%
2021-22及び 将来年度	50百万	25.0%	30%

オーストラリアの恒久的施設(PE、Permanent Establishment)を通じて活動する非居住法人のオーストラリア源泉所得は課税対象となる。

オーストラリアのPEを通じて事業を行っていない非居住法人は、最終的な源泉徴収税によってオーストラリアの受動的所得(利子、配当、使用料)に課税される。

源泉徴収税は、適用可能な二重課税条約がある場合には、減額することができる。詳細については、以下の「源泉徴収税」を参照。

非居住会社、信託、パートナーシップに一定の持分を有するオーストラリアの税居住者に対して複雑な支配外国事業体制度を課す。移転された受動的な所得がオーストラリアの課税対象として(一時的または恒久的に)回避できないことに留意。

課税所得

オーストラリアの法人(またはオーストラリアPEの非居住者)の課税所得は、課税所得から適格控除を控除して計算される。控除が課税所得を上回る場合、納税者は税務上の損失を被るが、これは一般的に繰越可能であり、将来年度の所得に対する控除として主張することができる。

算定可能な所得は、一般的に、導出ベースで計算され、すべての源泉からの所得とキャピタル・ゲインを含む(詳細については、下記のキャピタル・ゲインを参照)。

費用は、課税所得を獲得または生産するために発生した場合、または事業を遂行するために必然的に発生した場合に、その費用を控除することができる。

資本的または私的な性質の費用および免除所得を生産する際に発生する費用は控除できない。同様に、交際費、罰金は一般的には控除できない。

減価償却

工場の取得原価と建物/資本工事の建設原価は、それぞれ税法上の減価償却および資本引当金の控除として許容される。

税法上の減価償却またはキャピタル・アローワンス((税務上の減価償却)率は、資本工事や工場の特定の項目に関する税法に基づいて具体的に規定されている。

法令で規定されていない場合、減価償却率は耐用年数に基づいて決定することができ、耐用年数は自己査定またはオーストラリア税務署が公表したガイドに基づいて決定される。

オーストラリア政府は、新型コロナウイルスのパンデミックへの対応策として、ミスト事業者が工場取得費用を全額負担することを認める臨時措置を導入した。これらの措置は、2023年6月30日までに取得され使用開始、又は使用準備を整えた工場に適用される。

税務管理

オーストラリアの税務年度は7月1日から6月30日までであるが、特に当該会社が非居住親会社に関連している場合には、代替会計期間が認められる場合がある。

企業は一般的に、オーストラリア税務当局(ATO)のプログラムに準拠して、年次税務申告書を提出しなければならない。

企業の申告期限と支払期限は、企業の規模や、前年に納税義務があったか、還付可能な状態にあったかによって異なることがある。

申告遅延や納税遅延は、行政処分や一般利息の対象となる可能性がある。

PAYG (Pay-A-You-Go) 源泉徴収システムは、企業の税金の分割払いや従業員の給与からの税金の源泉徴収を含む、さまざまな税金の源泉徴収と支払いを促進するために導入された。報告期間は、主に組織の規模によって、月次、四半期、年次で異なる。

税務連結グループ (TCG、Tax Consolidated Groups)

オーストラリアは、単一のオーストラリアの税親会社(または企業として課税される特定の信託)と100%子会社(特定の信託を含む)のすべてがTCGの組成を選択できる税制を採用している。TCGを形成する一般的な利点には、以下が含まれる:

- グループで一つの所得税申告書の提出によるコンプライアンス費用の削減
- TCGメンバー間の損失の移転
- 税務上、グループ内のすべての取引を無視することができること

過少資本税制

オーストラリアは、多国籍企業がオーストラリアから利益を移転させないことを意図した過少資本制度を採用している。これは、負債による資金調達が一定の限度を超えている事業体が利用できる負債控除の制限によって達成される。

次の場合、オーストラリアの過少資本制度が適用される:

- 負債控除総額が200万豪ドルを超える。
- オーストラリアの事業体は、外国の事業体(対内投資家)によって支配されているか、または外国の事業体(対外投資家)を支配しているかのいずれかである。

一般的に、規則は、調整後平均債務(国内外の関連当事者および非関連当事者の双方に対して支払われるすべての債務を含む)が企業の最大許容債務(例:負債・株主資本比率1.5:1として決定される)を上回った場合には、負債控除を否定する。しかしながら、厳密な閾値は、問題となる事業体のタイプ、すなわち、当該事業体が金融主体であるか非金融主体であるかによって異なる。

ADI(オーソライズド・デポジット・テイク機関)については、利用可能な自己資本(オーストラリア・リスク加重資産の6%に相当)を参照して債務制限の境界値が決定される。

債務限度額に抵触した場合には、その超過額の比率で負債控除ができない。禁止された利子控除は恒久的である。

損失

収益とキャピタル・ロスは無期限に繰越することができるが、所有権テストの継続性を満たす必要がある。このテストに失敗すると、同事業テストで満たさなければならない。

オーストラリアの税務上、TCGを形成していないグループは、損失を移転することはできない。

さらに、信託の損失の繰越と利用に関する複雑な規則があることに留意。

一時的な損失繰戻し措置

主に新型コロナウイルスのパンデミックへの対応として、オーストラリア政府は、適格事業体のうち、売上50億豪ドル未満の企業体について、2019~20年から2021~23年の所得年度に発生した損失を2018~19年に繰戻すという一時的な損失繰戻し制度を導入した。

配当金

配当帰属システムは、会社利益に対する二重課税を防止するために存在する。すなわち、配当を受け取った株主は、分配された所得に対して会社が既に支払った税金と相殺することができる。

オーストラリアの居住会社が支払う配当金は、帰属クレジットによりフランクされる。株主に「帰属」される税額控除の額は会社の任意である。特定の納税者に対する帰属クレジットの受益的な流通を防止するための反回避規則がある。

グループ内配当は、TCG内では無視される。

配当が非居住者に分配された場合の源泉徴収税の影響については、以下の源泉徴収税を参照。

源泉徴収税

非居住者に支払われる利息、配当、およびロイヤリティは、オーストラリアの源泉徴収税の対象となる。

源泉徴収税率(条約の変更を伴う)は、以下のとおりである:

配当金: 配当金源泉徴収税率30%のが、非居住者に支払われる無償配当に適用される。二重の租税条約は、適用される条約及び非居住株主の性質に応じて、税率を0%、5%又は15%に引き下げることができる。通常、完全にフランク化された配当に対しては、配当金源泉徴収税は適用されない。

利子: 利息源泉徴収税率10%が非居住者に適用される。しかし、二重課税条約により税率がゼロになる場合もある。特定の公募社債、州債、連邦債については、免除規定がある。

ロイヤリティ: 非居住者に支払われるロイヤリティには30%のロイヤリティ源泉徴収税率が適用される。通常、ほとんどの二重課税条約国では10%に引き下げられ

マネージド投資信託 (MIT、Managed Investment

Trusts): 非居住者に対するMITによる分配には、一般的に30%の源泉徴収税が課せられる。非居住者の住所または支払場所が「情報交換国」にある特定のMIT(属性MITまたはAMITとして知られる特別タイプのMITを含む)には、15%の源泉徴収減税率が適用されることがある。新設のエネルギー効率の良い商業ビルのみを保有するMITには、10%の源泉徴収税率が適用される。「ステープル構造」の税務上の取扱いに関する法律案は、特定のMITが非居住者への分配に係る譲許的な15%の源泉徴収税率を妨げる可能性がある。

移転価格

オーストラリアでは、関連当事者取引は独立企業間条件の下で行われなければならない。新たな移転価格ルールが制定され、遡及的に2013年7月1日以降の所得を対象として開始された。

新ルールは、より広範な文書化を必要とする自己評価制度を導入し、特にグループ内で広範な取り決めを行っている会社について移転価格調整の確率を高めた。

また、新ルールには移転価格に関するOECDガイドラインが盛り込まれており、所得税申告書に署名した役員は、関連当事者取引が独立企業原則に則ったものであることを確認することが求められている。

実際の条件と独立企業原則に基づく条件が一致しておらず、移転価格便益を受け取る場合には、課税所得及び損失を調整しなければならない。

適切に文書化されていない国際関係者との移転価格調整は、文書化されていない取引の少なくとも25%の罰金をもたらす可能性がある。

新ルールに基づく移転価格の調整は、当初の評価から7年以内(以前は期限が存在しなかった)に行う。

また、オーストラリアでは、世界の連結売上高が10億豪ドル以上の企業について、2016年1月1日からOECDの国別報告基準を実施している。これらの新しい基準の下では、ATOはオーストラリアで事業を行っている企業に関する以下の情報を受け取ることになる:

- 多国籍企業の所得と納税額を含むグローバルな活動に関する情報を国ごとにまとめた報告書(CbC)
- 多国籍企業のグローバル・ビジネスの概要、組織構造、移転価格政策を含むマスター・ファイル
- 現地の納税者の内部取引に関する詳細を提供する現地ファイル

税非居住者の場合、オーストラリアで得られた所得とキャピタルゲインについてのみ課税対象となる。

税務上の優遇措置(インセンティブ)

研究開発(R&D)

オーストラリアの企業は、手厚い税制上のメリットを通じて、R&D活動に投資することを奨励されている。この支援は特定の産業やセクターを対象としたものではなく、より多くの研究開発がオーストラリアで行われるよう奨励することを目的としている。

現行のR&D法では、2万豪ドルを超える適格なR&D支出が、所得年度に2万豪ドル発生した場合、企業は以下の権利を有することができる:

• 払戻可能R&D税額控除:

会社の総売上が20百万豪ドル未満の場合、税額控除の43.5%が適用される。現金の払い戻しにつながる可能性もある。税控除率と法人税率の差は13.5%であるので、実質的には1ドルにつき13.5セントの利特となる。

• 払戻不可R&D税の税額控除:

会社の総売上が20百万豪ドルを超える場合、税額控除の38.5%が適用される。払戻不可の控除は繰り越すことができ、正味の便益は1ドルにつき8.5セントである。

R&Dインセンティブを活用する際に考慮すべき詳細な税法がある。直近の主要事項としては、次がある:

- グループ化ルールとは、企業が40%の所有権/支配権テストによって接続されることを意味する。このテストは、所有権/支配権チェーンが適用されなくなるまで適用される。したがって、株主基盤を理解することが重要。
- オーストラリアで行われる業務に関連する知的財産は、オーストラリアで保有されるのか、それとも海外でされるのか。
- 海外でR&Dを行っており、その費用を主張したい場合、記入する必要のあるフォームが追加されている。

また、例えば撤退時もふくめ、オーストラリアでの事業活動の期間中、より広範な所得税の影響を考慮し、R&D税の控除も考慮すべきである。

今後の展開

政府は、研究開発税制優遇措置から18億豪ドルを削減する代わりに、20億豪ドルを別のプログラムの予算に配分した。

また、2021年7月1日から、R&D税の相殺額は企業法人税に連動し始めた。

• 払戻可能R&D税額控除:

会社の総売上が20百万豪ドル未満の場合、R&D税の控除額は法人税率に18.5%を加えたものに等しく、払戻可能R&D税の控除率は43.5%に等しい。

• 払戻不可R&D税の税額控除:

総売上高が20百万豪ドルを超える企業については、R&Dプレミアムもまた企業のR&D集約度(R&D費/総費用)に連動する。R&D集約度が0-2%の場合はR&Dプレミアムは8.5%に法人税率を加えたもので、R&D集約度が2%を超える場合は、16.5%に法人税率を加えたものである。2022年会計年度については以下の通り:

総売上(豪ドル)	法人税	払戻可能なR&D税控除率	R&D集約度2%未満	R&D集約度2%以上
20百万未満	25%	4.5%	n.a.	n.a.
20百万~50百万	25%	n.a.	33.5%	41.5%
50百万以上	30%	n.a.	38.5%	46.5%

その他の財政的インセンティブ

税制上の優遇措置は以下のものに適用される:

- インフラ設備の建設資金を調達するためのインフラ借入。オーストラリアにおいて、陸上輸送、海上港湾、または発電設備を含むインフラ設備の建設資金を調達するための借入。当該企業が25年間所有、使用、管理しようとするもので、その後公共が有償で使用するもの。
- 特許、著作権、意匠・デザインへの支出
- 環境負荷研究費用、環境保全を目的とした活動に関する支出
- 承認されたオーストラリア映画への投資のための設備投資
- 課税所得の獲得または研究開発の目的で使用される新築建物の建設に係る設備投資
- 2016年7月1日から、適格な早期イノベーション企業(ESIC、early stage innovation companies)の投資家は、適格な投資や修正キャピタルゲイン税務上の取扱いに対して支払われた金額の20万豪ドルを上限として、払戻不能の繰越税額相殺の20%が受けられる。オーストラリア会社法で定められている「洗練された投資家」ではない場合の投資水準には制限がある。

大規模多国籍企業に対する租税回避措置

租税上の便益を得ることを目的として取引を行う納税者の摘発のために締結された既存の厳しい反回避措置に加え、2015年12月には、「重要なグローバル事業体」(SGE、Significant Global Entities、広くは、世界の歳入が10億豪ドル以上のグループの一部である事業体)による多国籍的な租税回避行為に対処するため、新たな追加的な回避防止措置が法律に可決された。

これらの規則は、2016年1月1日に開始する年度から適用され、以下が含まれる:

- 移転価格に関する新たな文書化基準(上記参照)
- 租税回避スキーム及び利益移転スキームを締結する大企業に適用される行政上の罰則の上限の倍増(2015年7月1日以降に開始する所得年度に適用される)
- オーストラリアで課税対象となる事業を人為的に回避する取極を締結する多国籍企業を対象とした、対象を絞った回避防止ルール

具体的には、この措置により、オーストラリアにおける売上を支えるオーストラリアの関連事業体の活動が2016年1月1日からオーストラリアで課税される。オーストラリアの売上からの利益が海外で計上され、オーストラリアの外国事業体のPEには帰属しないことが目的である。

また、オーストラリアではハイブリッドミスマッチ税制が導入された。2019年1月1日以降の海外取引に適用される。これらの規則は、OECDハイブリッド・ミスマッチルールと店舗ミスマッチルールに概ね従うものである。

これらの規則は、関連当事者間、支配グループ間、および一定の構造的取り決めの下で行われる取引に適用される。それらは、控除を取り消すか、課税所得に金額を含めることにより、複合契約から生じる税務上の便益を「中立化」するために適用される。これらのルールには、最小化または重要性のしきい値はない。

個人所得税

対象範囲

オーストラリアでは個人所得税は課税居住地に基づいている。法定住居の定義は、単にオーストラリアに居住することだけではなく、以下を含む:

- オーストラリア国民(オーストラリア国外に永続的に居住する場所がない限り)
- 実際に1年間で183日以上オーストラリアに在住したことのある人(通常の居住地がオーストラリア国外でない限り)

非居住者は、通常、オーストラリア国内からの所得とキャピタルゲインについてのみ課税可能である。

居住者となる海外駐在員は複雑な規則の対象となり、これはオーストラリア国外に位置する当該者の資産に影響を与える可能性がある。

オーストラリアの一時ビザを取得した海外駐在員は、一時居住者として分類される。なお、一部の就業所得を除き、一時的居住者が稼得した外国所得については、オーストラリアでは課税されない。一時居住者は、課税対象であるオーストラリアの財産に関してのみ課税されるという点で、キャピタルゲイン税の目的上、非居住者と同様に扱われる。

キャピタル・ゲイン税(CGT)目的では、オーストラリアへの入国日の市場価格と同等の原価ベースで、オーストラリアに接続されていないCGT資産を購入したものとみなされる。詳細については、後述のキャピタル・ゲイン税(CGT)を参照。

個人所得税率 2021/22年度

税率は連邦予算の中で毎年設定される。これらは、所得が高いほど高い税率で課税される累進課税帯で設定されている。次の表では、2021～2022年度の個人税率を概略した（豪ドル）：

居住者		非居住者	
課税所得	未払税	課税所得	未払税
0 ~ 18,200	n.a.	0 ~ 120,000	32.5%
18,201 ~ 45,000	18,000以上19%	120,001 ~ 180,000	39,000 + 87,000の37%
45,001 ~ 120,000	5,092+45,000以上32.5%	>180,000	61,200 + 180,000の45%
120,201 ~ 180,000	29,467+120,000以上37%		
>180,001	51,667+180,000以上45%		

メディケア課税

国民健康保険制度では、個人はメディケアの費用を補うために課税所得に対して課税される。これは2%に等しく、低所得者は免除される。1.5%を上限とする追加課徴金は、適切なレベルの私立病院保険に加入していない特定の高所得者(およびその家族)に課される。

税務管理

オーストラリアの課税年度は6月30日までであり、個人は10月31日までに年次報告書を提出しなければならない。所得税納付は、納税者の申告期限の21日後、または査定通知後の21日後のいずれか遅い方の日になる。

税理士を介して申告書が提出された場合、ATOへの税理士登録プログラムの下で、特別に期間が延長される。

申告遅延や納税遅延は、罰金や一般利息の対象となる可能性がある。

フランク配当

オーストラリア企業からフランク配当を受け取る個人株主、フランク配当・クレジットの恩恵を受けることができる。個人株主は、個人の未払税金よりもフランク配当・クレジットが大きい場合には、払戻しを受ける権利がある。

その他の税金

消費税 (GST, Goods and services tax)

オーストラリアの消費税は10%である。GSTは、サプライチェーンの各レベルで適用される付加価値税(VAT)で、ほとんどの商品・サービスに適用される。GSTクレジットを取得するためには、GST登録をしなければならない。

「GSTフリー」または「仮払消費税」のいずれかに指定された商品・サービスは、GSTの対象とはならない。

事業体は、GST登録した場合、または登録を要求された場合、GSTを支払う責任を負う。年間売上高が75,000豪ドル以上(非営利組織の場合は150,000豪ドル以上)の場合、GST登録をしなければならない。

GST登録された事業体が商品・サービスの受領者の場合、納入業者からの納税証明書(レシート、Tax Invoice)を保有しており、かつ、その経費が仮払消費税の課税供給の実施に関係していない場合には、納入したGSTの金額についてクレジット(控除)を請求することができる。この仮払消費税額控除は、受領者が自らの顧客に提供する商品やサービスに関するGSTと相殺される。つまり、GSTはビジネスの費用ではなく、管理・報告義務のあるパズルである。

GSTは、月次または四半期ごとに事業活動計算書(BAS、Business Activity Statement)に計上される。年間売上高が2,000万豪ドル以上の場合は、月次申告をしなければならない。

Netflix税

2017年7月1日から、GSTはオーストラリアの「消費者」が使用する、税非居住者が提供するデジタル・サービス及びその他の無形資産に適用されることになった。

同じサービスがオーストラリアの企業に配送された場合、GSTの対象とならない可能性がある。

「Netflix Tax」と呼ばれるこの改正は、企業から消費者(B2C)に配送され、GSTに課金されないデジタルサービス(Netflix、Stan、Spotifyなど)が相次いだことに対応したものである。オーストラリアでビジネスを行う際の摩擦を制限するために、B2B(Business-to-Business)取引はこれらの新しいルールに含まれていない。

これらの海外製品がGST対象となるにつれて、これらのデジタル製品の供給者はGST登録を必要とするようになった。

このプロセスを合理化するため、ATOは、非居住者が選ぶことができる「簡易GST登録」を導入した。非居住者が四半期ごとにより少ない管理でBASを完成することを可能にする「限定登録事業体」(LRE、Limited Registration Entities)である。簡素化された登録は結果的に、LREはGSTクレジットを請求することができず、税金請求書を発行することができない。

キャピタルゲイン税 (CGT, Capital gains tax)

原則として、キャピタルゲインは、課税処分(CGT事象として知られる)によるキャピタルゲインを特定し、CGT資産のコストベースを控除して計算される。

CGTは、分離課税として課税されるのではなく、キャピタルゲインが納税者の課税所得に含まれ、所得税の対象となる。

1985年9月20日以降に取得したすべての資産は、特に除外されない限り、CGTの対象となる。CGT資産は広義に定義されており、あらゆる種類の財産、法的または衡平な権利を含んでいる。

以下の表でCGT税制の様々な側面を概説する：

オーストラリア居住者	世界的な所得に対する課税
非居住者	次の「課税対象オーストラリア資産」に関するCGTの対象となる： <ul style="list-style-type: none"> オーストラリア所在の不動産； オーストラリアの恒久的施設(PE)の事業用資産 持分の価値が主に帰属する事業体(外国事業体を含む)に対する持分 納税者および関係者が少なくとも10%を所有しているオーストラリアの不動産
免除・課税控除	個人への一般的な免除には、以下が含まれる： <ul style="list-style-type: none"> 個人の主要所在地に係る差益(オーストラリア税居住者により、2017年5月9日以前に取得された物件については2019年7月1日から、それ以降に取得された物件については2017年5月9日から)； 12ヶ月以上保有の資産に対して50%の割引(オーストラリア税居住者により2012年5月8日以降に取得された資産についてのみ) 事業体に対するその他の免除には、特定の適格小規模事業資産から得られる利益に対する譲許が含まれる。また、税務上の連結グループ内で売却または譲渡された資産から生じる利益も除外することができる。
ロールオーバー	該当するキャピタル・ゲインを除外無視できるようなロールオーバーが数多く存在する。
キャピタルロス	キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインに対してのみ控除可能。事業体によるキャピタル・ロスの活用するためには、様々な所有テストや同事業活動の維持などの要件を満たさなければならない。
税率	法人納税者のネット・キャピタル・ゲインは、一般的な法人税率で課税される。個人については、ネット・キャピタル・ゲインが他の課税所得に加算され、限界税率で課税される。

福利厚生給付税 (FBT, Fringe Benefits Tax)

雇用に関して従業員(元従業員を含む)に提供される現金以外の給付の価値には、FBTが課される。

雇用主が支払うべき給付は、従業員の手元で所得税が免除される。FBTは、雇用主の課税所得に対する控除項目である。

給与税

給与税は、各州において、年間給与総額が州の指定免除基準を超えている場合に、雇用主によって送金され、申告書が提出されなければならない。

「賃金」という用語は広く定義されており、一般に、給与、手数料、ボーナス、手当、付加給付および退職年金拠出金を含む。

給与税の閾値および税率は、関連する州によって異なる。

退職年金保証料 (SGC, Super Guarantee Charge)

雇用主は、従業員の通常の時間給与の最低9.5%(2021年7月1日から10%)を年金基金に拠出することが義務づけられている。

所定水準未満の退職年金支援を行った雇用主は、不足額に利息及び事務費を加算した退職年金保証料を支払う義務がある。

従業員の定義は、特定の状況において、請負業者を含むように拡張されることに留意。

関税 (Customs Duty)

オーストラリアに輸入される多くの商品に5%の割合で関税が課せられている。この税の目的は、国内の製造業者や卸売業者を保護することである。オーストラリアでは製造されていない商品などの競争の対象とならない商品については、一定の免除が適用される。

印紙税 (Stamp Duty)

印紙税とは、州・準州政府が、取引価格または「課税可能である」資産に比例して、一定の税率で課税する税金のことである。つまり、一般的に買い手に課される税である。印紙税率は各州で異なる。

印紙税は、通常、「土地」(土地を保有するユニット信託を含む)、鉱業および石油用地、リース、土地に対する固定資産、土地または固定インフラに関する権利、および一部の法域においては、営業権や知的所有権などの無形の事業資産に対する直接的および間接的な持分譲渡に対して課される。

保険証券および自動車登録も印紙税の対象となる。

土地税

北部準州を除き、すべての州・準州は、土地の所有者に対して主に課税される年次税である土地税を課す。いくつかの状況では二次的に査定することができる(例えば、信託の受益者)。

税金は、課税される土地の改良されていない価値に対しても広く課税される。土地税は、各管轄区の法律で規定されたさまざまな閾値および免除の対象となる。主な免除の例は、主住居所、農地、そして慈善事業である。

外国人用追加料金

オーストラリア全州で(北部準州を除く)、外国人を対象とした印紙税の追加税率または土地税の追加税率のいずれか(またはその両方)を課される。

この追加料金は、オーストラリア市民でない個人、または外国もしくは外国に「支配された」事業体である個人に適用される。

課徴金は、通常、オーストラリア国民が支払うべき印紙税または土地税の2倍以上になる。

「支配」とはは20%にも及ぶ可能性があり、裁量信託に関する特別規則があることに留意する。

ニュージーランド国民に限っては、オーストラリアに永住している場合には例外がある。

租税条約

オーストラリアは、国際的な二重課税を回避し、また、財政逃避を防止するため、諸外国と多数の二重課税協定を締結している。協定は、配当、利子及びロイヤリティを含む様々な形態の所得に適用される源泉国税の限度額を定めている。

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA, Foreign Account Tax Compliance Act)

2014年4月、オーストラリア政府は、FATCAの実施に関し、米国とIGAを締結した。

オーストラリアはその後、IGAに効力を与える法律を制定し、オーストラリアの金融機関に対し、米国の納税者となりそうな顧客に関する情報を収集し、その情報をATOに報告することを義務付けている。その後、オーストラリア税務長官はこの情報を米国内国歳入庁(IRS)に渡す。

契約に基づくオーストラリアの義務は、2014年7月1日以降に維持されるFATCAの「報告勘定」に適用される。

雇用・労務

オーストラリアの雇用状況

オーストラリアには、雇用主と従業員の双方に柔軟性と確実性をもたらすように設計された、十分に発達した雇用制度がある。このシステムは、オーストラリア、州および準州政府の要件に従う。

この制度の中心的な要素には、オーストラリアの全従業員に対する一連の国家雇用基準、労働安全衛生規則、および退職年金(Super)支払いが含まれる。公正労働オンブズマン(FWO、Fair Work Ombudsman)と公正労働委員会(FWC、Fair Work Commission)は、オーストラリアの職場関係システムにおける2つの主要組織である。

雇用形態

労働者は、オーストラリアでは、さまざまな形態で雇用することができる。従業員と企業にさまざまなレベルの柔軟性と安定性を提供しており、適用される可能性のある雇用契約と資格の種類に影響を与える。雇用体制は、従業員または請負業者のいずれでもよい。

雇用主は、従業員を採用する基準を決定する際に、事業者及びその従業員のニーズに最も適した雇用形態を考慮すべきである。

典型的な雇用基準

オーストラリアのすべての従業員は、法により、国内雇用基準に定義された条件を受ける権利を有する。一部の資格は、臨時従業員に適用される。

これらの基準には、週次労働時間、柔軟な労働協定の要請、休暇および関連する権利、ならびに解雇給付などの権利が含まれる。

オーストラリアの労働安全衛生(OHS、Occupational Health and Safety)

オーストラリアの雇用者は、安全な職場を維持し、オーストラリアのOHS要件を満たすことが求められている。これらの要件は、また、職場での事故の場合に使用者が適切に代表されることを保証する。

オーストラリア政府の法律に加えて、州および準州の法律がOHSを管理している。各州または地域の職場当局は、事業者の義務および関連する方針について助言を提供する。

労働者災害補償制度

オーストラリアの雇用主は、職場で事故が発生した場合、安全な職場を維持し、労働者補償保険を維持することが求められている。この制度は、オーストラリア政府によって管理されている。

オーストラリア政府の法律に加えて、州および準州の法律が労働者の報酬を管理している。各州または地域の職場当局は、雇用主の義務および関連する方針について助言を提供する。

オーストラリア退職年金(Super)

退職年金は、従業員の退職に備えるため、従業員の生涯にわたって積み立てられる金額である。オーストラリアの法律では、ほとんどの従業員は、雇用主に代わって年金給付を受ける権利を有している。これらの支払いは賃金に加えている。

退職年金保証法は、適格従業員全員に四半期ごとの最低退職年金支給額を支払うことを義務付けており、企業はそれに準拠した退職年金基金において、個人の指名退職年金口座に加入することを義務付けている。

Source: <https://www.austrade.gov.au/international/invest/guide-to-investing/running-a-business/employing-people-in-australia/australian-employment-conditions>



財務諸表監査

会計基準

オーストラリアには「報告主体」という概念があり、これが財務報告要件の基礎となっている。報告主体は、すべてのオーストラリア会計基準を適用しなければならない。非報告事業体である会社は、オーストラリア会社法第2M章の要件に従い、特定のオーストラリア会計基準を遵守しなければならない。

オーストラリアは2005年1月1日に国際財務報告基準(IFRS)を採用した。

オーストラリア会計基準審議会(AASB、Australian Accounting Standards Board)に対する財務報告評議会(FRC、Financial Reporting Council)の指令により、国際財務報告基準(AIFRS)のオーストラリア同等物を通じたIFRSの採用が実現した。これにより、各国間の財務報告の透明性・理解性が一層高まる。

会計記録

小規模企業

小会社は、以下のいずれかを満たさない限り、年次財務報告書を作成する必要はなく、会社法に準拠して監査を受けずに済む：

- ASIC Corporations (Foreign-Controlled Company Reports) Instrument 2017/204(以前はClass Order 98/98)に救済申請することを決議し、所定の期間内に Form 384を提出した場合
- 同社の議決権株式の5%以上を保有する株主に監査を要請されている場合
- ASICによって要求された場合
- 親会社(オーストラリア企業または登録された外国企業でなければならない)がオーストラリアの子会社を対象とする連結財務報告書を提出する場合を除き、外国企業によって支配されている場合
- 開示報告主体である場合

大規模企業

大企業は、財務報告書を作成し、監査を受けさせなければならない。その後、監査済み報告書をASICに提出しなければならない。

オーストラリアで事業展開する外国企業

外国企業がオーストラリアに進出している場合、512豪ドルの登録料を支払い、外国企業としてASICに登録しなければならない。

これらの登録された外国企業は、ASICに貸借対照表勘定、損益計算書、キャッシュフロー計算書を毎年提出しなければならない。これには年間1,274豪ドルの申告手数料がかかる。これは、外国企業の出身国に提出することができる。しかしながら、ASICは、オーストラリア会計基準に基づいて情報を作成するよう要請する権限を有している。

監査要件

専有(非公開)企業の報告要件は、小企業と大企業では異なる。2019年7月1日以降に開始する会計年度については、小企業とは、以下のテストのうち少なくとも2つを満たす会社をいう：

- 事業体の会計年度の連結営業総収益が50百万豪ドル未満
- 事業体の会計年度末における連結総資産の価値が2,500万豪ドル未満
- 会計年度末現在の従業員数が100人未満である

大企業は、監査済み財務諸表をASICに作成し、提出しなければならない。小企業は、ASICから要求された場合のような特定の状況においてのみ、これを行うことを要求される。

一定の条件を満たすことを条件として、外国企業によって支配されている大小どちらでも、監査からの免除が可能である。

上場および公益事業体はすべて、監査および提出要件の対象となる。これには、金融サービス免許の保有者が含まれる。

⁴ Current as at 04-07-2021

取引・貿易

外国からの直接投資

外国投資審査委員会(FIRB、Foreign Investment Review Board)は、その投資が国家の利益に反すると判断されない限り、オーストラリアへのほとんどの外国投資を承認する。外国企業の買収・買収に関する法律は、ほとんどの検討可能な提案に適用され、非遵守に対する罰則を規定している。

閾値を上回る買収案または特定の種類の資産を含む買収案は、投資家の価値または国籍にかかわらず、FIRBに報告しなければならない。

一般的に、オーストラリア政府は、関連する総資産/総投資額が5,300万豪ドルを下回る場合には、届出限度を超えた提案に異議を唱えることはない。

投資は、不動産、銀行、民間航空、空港、海運、通信のいくつかのカテゴリーで制限されている。

非居住者は、一般的に、当該不動産が新設された場合又は当該土地を開発しようとする非居住者と空地を売却する場合に限り、居住用不動産を取得することができる。「オフ・ザ・プラン」住宅資産の売却は、通常、開発の半分以上が非居住者によって購入されない場合に許可される。仮居住者は、帰国時に不動産を売却するという仮定で、既存の居住用不動産を取得することができる。

政府インセンティブ

輸出業者、または潜在的輸出業者に対して、以下の活動を促進させるための金銭的インセンティブが利用可能である:

- 輸出市場を開拓する
- 輸出信用保険を提供する
- 一般的なコンサルティングやアドバイスを提供する

商品、特定サービス、工業所有権やノウハウの海外輸出市場を発掘し、開拓するオーストラリアの居住者に対する輸出市場開発助成金(EDMG、Export Market Development Grants)スキームに基づく課税現金助成金が含まれる。

輸出金融・保険公社(EFIC、Export Finance and Insurance Corporation)は、オーストラリアの輸出業者に対して、一般に商業企業には入手できない幅広い保険、保証、ファイナンス・ファシリティを提供している。

オーストレードは、オーストラリアの企業や国際的投資家に投資サービスを提供する政府機関である。国際投資家に提供するサービスには以下が含まれる:

- 投資環境と機会に関する情報を提供
- 国際企業によるオーストラリアからの商品・サービスの調達を支援
- 投資プロジェクトと提携の可能性を特定
- 投資承認プロセスを支援する
- フィージビリティ・スタディを支援する

輸入

輸出入管理

関税、ダンピング防止措置、輸入許可及び検疫の制限が適用されることがある。

過去数年間、オーストラリアは、多くの地域的・二国間自由貿易協定を締結してきた。

さらに、オーストラリア信用トレーダー・プログラム(ATT、Australian Trusted Trader)と呼ばれる、進化された貿易促進プログラムを実施する。これは、オーストラリアへの商品の流れを改善するのに役立つ、国境を越えた貿易にしばしば伴う赤字を減らすことを意図したものである。

総資産/総投資額が5,300万豪ドルを下回る場合には、オーストラリア政府が、届出限度を超えたクロスボーダーM&A提案に異議を唱えることは少ない。

資本市場・財務

資本市場

オーストラリアには、次の市場へのアクセスを含む様々な資本調達方法がある:

- 株式市場
- ハイブリッド証券市場
- 先物市場

主なオーストラリア株式市場はオーストラリア証券取引所(ASX)で、2,200社以上の公開データベースを保有している。ASXに上場している企業の現在の国内時価総額は約1.5兆豪ドルである。

ASXで見積もりを求める事業体は、のいずれかに従う必要がある:

- 正味の有形資産テスト(4百万豪ドル以上)、
- 市場資本化テスト(15百万豪ドル以上)、または
- 利益テスト(過去3年間合計1百万豪ドル、過去12ヶ月50万豪ドル以上)

そして、以下の条件を満たす必要がある:

- **株主数:** 関連会社以外の株主300名以上のうち、1名につき2,000豪ドルを最低保有。総計で非関連当事者が保有する割合は20%以上であること
- **財務諸表:** 直近3会計年度(もしあれば)、半期(もしあれば)の財務諸表、および見直し後の見積貸借対照表
- **開示書類:** 目論見書(prospectus)、製品開示陳述書(PDS、Product Disclosure Statement)、ASXが同意する場合は、情報メモ(IM、information memorandum)

ASXに上場している会社は、ASX上場規則およびオーストラリア会社法によって規制されている。

他の資本市場

オーストラリアには、オーストラリア国内企業による債券や株式の発行および売買を容易にする金融市場からなる国内資本市場がある。社債を含む様々な商品、あるいは企業、中央政府、地方政府の公益事業、国有企業が発行するその他の金融商品のコマース・ペーパー市場と、中期的な固定利鞘の社債市場が含まれる。

オーストラリアには、通貨、金利契約、オプションを取引するASXの正式な先物市場もある。

銀行業システム

オーストラリアは高度に発展した銀行システムを有しており、主要なオーストラリアと国際的銀行は全国的に展開している。銀行は小切手、直送、インターネット、電話、販売時点情報管理(EFTPOS)バンキングサービスを提供している。

オーストラリア証券投資委員会(ASIC)は、市場の完全性や消費者保護、投資銀行や金融会社の規制を担当している。

オーストラリア準備銀行(RBA、Reserve Bank of Australia)は、現在年率2~3%にとどまっている所定の目標インフレ率の枠内で物価を安定させることを目的として、政府の金融政策を実施している。

保険業界

オーストラリアの保険業界は、財産から健康保険、生命保険に至るまで、個人や企業に多様な保険を提供している。Australian Prudential Regulation Authority (APRA) は業界のプルデンシャル規制機関であり、ほとんどのクラスの保険引受・発行ライセンスはAPRAによって管理されている。保険業界はまた、ASICによって規制されており、その役割は、保険会社が効率的、正直かつ公平に経営されることを確保することにある。

この産業は、オーストラリア経済において基本的な役割を果たしており、財政請求権が民間部門から移行することによる公的圧力を緩和している。

投資運用業界

オーストラリアの投資運用業界は、老齢退職年金保証手数料の義務化に後押しされ、世界で最も急速に成長している業界の1つである。主な規制当局はASICで、オーストラリアの金融セクター内で登録、免許取得、コンプライアンスを担当している。

金融サービスの戦略的重要性を認識しつつ、オーストラリアをアジア太平洋地域内の主要な金融サービスの中心地として位置付けるため、数々の改革が実施されている。業界の参加者には、Commonwealth/ Colonial Group、Macquarie Bank Group、BT Financial Groupなどが含まれる。

インフラ

オーストラリアの好調な経済、人口増加、貨物輸送量の増加は、新たなインフラに対する高い需要を生み出し、国際投資の大きな機会を切り開いている。オーストラリアにとってインフラは、その規模、人口や生産拠点の地理的分散、他の市場からの遠隔性などの理由から重要である。

インフラ整備はオーストラリア政府にとって優先事項であり、海外からの投資を歓迎する。同国の強固な経済的信用、透明感のあるビジネス環境、豊富なプロジェクトのパイプラインは、企業が主要なインフラ資産の資金調達、建設、所有、運用を行うための理想的な条件を提供する。

政府は、2013/14年度から2019/20年度以降の輸送ネットワークの更新のための資本プログラムに500億豪ドルをコミットしている。州・準州政府や民間セクターからの拠出により、インフラ投資の総額は1,250億豪ドルとなる。

インフラはオーストラリア経済における重要なセクターであり、2014/2015会計年度にインフラ・プロジェクトに関連する93億豪ドル以上の資本が投じられた。場合によっては、インフラ資産が提供するサービスの利用コストは、サービスの利用者が負担するものであって、納税者が負担するものではない。

業界の主な利害関係者には、連邦政府、州政府、民間セクター、インフラオーストラリアおよび地域インフラ基金が含まれる。

民間セクターは、オーストラリアの主要インフラの開発、建設、資金調達を支援する上で重要な役割を果たしてきた。インフラに対する民間セクターの貢献は、1990年の15%から2012年には50%に増加した。

オーストラリアが新たなインフラを構築し、老朽化した施設を更新し、資産を民営化しようとする中で、国際企業は幅広い投資機会とパートナーシップと投資構造から選択することができる。

官民協力手法 (PPP)

オーストラリア政府は、PPP(Public Private Partnerships)を取り入れた25年の歴史がある。PPPは、まず1990年代後半にオーストラリアで普及し、その後、PPP取引の件数と規模は力強い伸びを示している。本質的に、PPPは、民間部門による資産の引渡しを伴う調達方法であり、取引形態である。

公共部門へのサービスPPPは、公共セクターの当局と民間の当事者との間の契約であり、民間の当事者が公共サービスを提供し、プロジェクトにおいて相当な財政的、技術的および運営上のリスクを負う。

PPPは、経済全体に以下のような多くの利益をもたらす：

- 政府の初期資本コストを削減し、インフラ提供を加速する能力を提供する
- 産管理の業務委託を可能にし、設備が新しい状態に近い状態に保たれるようにする
- 特定のリスクを最も適切に管理できる当事者(例えば、リスク分析プロセス)への最適なリスク移転を可能にすること
- 資産とサービス提供における民間セクターの参加者からのイノベーションと継続的改善の奨励
- 政府だけでなく、エンドユーザーのための価値を作り出す

2020年は引き続きオーストラリアのインフラの繁忙期であった。多くのPPPが入札プロセスに入り、いくつかは財務的に完了され、建設の完了に近づいている。プロジェクト数、投資額ともに、運輸セクターがPPP市場をリードしている。「社会・健康」と「水・廃棄物」が市場の残りの部分を占めている。

さらに、新型コロナウイルスによるパンデミックに対応するため、オーストラリアの各国政府は、経済回復の次の段階へと移行する際にインフラプログラムを発表している。

民営化

オーストラリアは、民営化のために公共資産を開放した実績が豊富である。

1990年代以降、オーストラリア政府は既存のインフラ資産を選別的に売却し、新たなインフラ・プロジェクトのための「資本リサイクル」や政府債務の削減を図ってきた。

次のインフラ・ブームは、ブラウンフィールドやグリーンフィールドの開発ではなく、資産処分プログラムに引導されると予想される。さらに、処分の大部分は国有資産の民営化になると予想される。

資産売却には、港湾・空港、電力送配電、ガスパイプライン、水道、鉄道・通信が含まれている。最近の民営化には、ホバート空港、ブリスベン港、クイーンズランド鉄道、シドニー淡水化プラント、ポートポタニー、ポートケンブラ、ニューカッスル港が含まれる。インフラ・オーストラリアによる2012年の調査では、民営化の可能性がある公開資産として最大2,190億豪ドルが特定されている。



お問い合わせはこちらから

大杉正人

GTジャパン・M&Aパートナー
International Business Centre
T +81 70 5541 4600
E masato.ohsugi@jp.gt.com

荒川尚子

GTオーストラリア
ジャパンデスク統括リーダー
T +61 417584715
E shoko.arakawa@au.gt.com



[Read bio](#)



オーストラリア事務所

アデレード

Grant Thornton House
Level 3, 170 Frome
Street
Adelaide SA 5000
T +61 8 8372 6666

ブリスベン

Level 18, 145 Ann
Street
Brisbane QLD 4000
T +61 7 3222 0200

ケアンズ

Cairns Corporate
Tower Level 13, 15
Lake Street
Cairns QLD 4870
T +61 7 4046 8888

T +61 3 8320 2222

メルボルン

Collins Square
Tower 5, 727 Collins
Street
Melbourne VIC 3000

パース

Central
Park,
Level 43,
152-158
St
Georges
Terrace
Perth WA
6000
T +61 8 9480 2000

シドニー

Level 17, 383 Kent
Street
Sydney NSW 2000
T +61 2 8297 2400



[grantthornton.com.au](https://www.grantthornton.com.au)

Grant Thornton Australia Limited ABN 41 127 556 389 ACN 127 556 389

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton Australia Limited is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate one another and are not liable for one another's acts or omissions. In the Australian context only, the use of the term 'Grant Thornton' may refer to Grant Thornton Australia Limited ABN 41 127 556 389 and its Australian subsidiaries and related entities.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.